

横浜市改良住宅条例の一部改正

1 改正の概要

建替事業の実施に伴い、中村町住宅、六浦住宅の解体及び瀬ヶ崎住宅の集約化による用途廃止を行うため、横浜市改良住宅条例の別表の 1 の表から住宅名を削除します。

なお、今年度完成した新しい中村町住宅については令和 7 年 1 月 1 日付けで更新住宅として条例に位置付けています。また、六浦住宅については建替工事完了後に改めて条例に位置付けます。

2 廃止する住宅の概要

(1) 中村町住宅（従前の改良住宅に限り廃止）

所在地：南区中村町 3 丁目 211 番地

建設年度：昭和 36 年度

構造・階数：鉄筋コンクリート造 地上 4 階建て 1 棟

戸数：32 戸

(2) 六浦住宅

所在地：金沢区六浦五丁目 9 番

建設年度：昭和 40/41 年度

構造・階数：鉄筋コンクリート造 地上 5 階建て 3 棟、地上 4 階建て 1 棟

戸数：94 戸

(3) 瀬ヶ崎住宅

所在地：金沢区六浦東一丁目 25 番

建設年度：昭和 40 年度

構造・階数：鉄筋コンクリート造 地上 5 階建て 1 棟、地上 4 階建て 1 棟

戸数：56 戸

3 建替事業のスケジュール

	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
(1) 中村町住宅	解体工事 (2 号棟)	建替工事着手	建替工事完了 戻り移転 1 号棟から移転	解体工事 (1 号棟)		
(2) 六浦住宅			瀬戸橋住宅等への 移転、仮移転	解体工事	解体工事 建替工事着手	建替工事完了 戻り移転
(3) 瀬ヶ崎住宅			瀬戸橋住宅等への 移転、仮移転	用途廃止		

4 施行日

規則で定める日